

【住宅宿泊事業の届出に最低限必要な要件について】

令和2年12月19日時点

○住宅宿泊事業を開始するための必須要件です。確認したうえで、届出を検討してください。
○詳細については、法令等で確認してください。

(○:必要, △:場合によって必要, -:該当なし)

住宅宿泊事業届出に最低限必要な要件		居住型		不在型	
		個人	法人	個人	法人
A 届出前					
1	届出住宅は、不動産登記がされていること。(届出書類には、届出住宅の登記事項証明書が必要です。)	○	○	○	○
2	届出住宅は、台所、浴室、便所、洗面設備があり、かつ次のいずれかに該当していること。 ①現に人の生活の本拠として使用されている家屋 ②入居者の募集が行われている家屋 ③随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋	○	○	○	○
3	届出住宅は、消防法令適合通知書の交付を受けていること。(届出書類には消防法令適合通知書が必要です。)	○	○	○	○
4	事業者は、住宅宿泊事業法第4条に規定する欠格事由に該当していないこと。 (届出書類には欠格事由に該当していない旨の誓約書や市町村長が発行する身分証明書等が必要です。)	○	○	○	○
5	事業者が届出住宅の賃借人や転借人の場合、賃貸人や転賃人が住宅宿泊事業の用に供することについて承諾していること。 (届出書類には賃貸人や転賃人が住宅宿泊事業のために転賃することを承諾した旨を証する書面が必要です。)	△	△	△	△
6	事業者が未成年者であって、その法定代理人が法人である場合、その法人は法人登記がされていること。 (届出書類には法人の登記事項証明書が必要です。)	△	-	△	-
7	マンションの場合、管理規約に住宅宿泊事業を許容する旨記載があること。 (届出書類には住宅宿泊事業を許容する旨記載のあるマンション管理規約の写しが必要です。)	△	△	△	△
8	マンション管理規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合、管理組合が住宅宿泊事業を禁止する意思がないことを確認していること。(届出書類には管理組合に事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認した誓約書が必要です。)	△	△	△	△
9	届出住宅の居室(宿泊者が占有する部分)の床面積は、宿泊者一人当たり3.3㎡以上を確保していること。	○	○	○	○
10-1	届出住宅に、国土交通省告示第1109号「非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件」に定める非常用照明器具を設けていること。(「民泊の安全措置の手引き」参照)	△	△	△	△
10-2	届出住宅に避難経路を表示していること。	○	○	○	○
10-3	その他宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置として国土交通省告示第1109号「非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件」に定める措置を講じていること。(「民泊の安全措置の手引き」参照)	△	△	△	△
11	家主が不在となる場合又は届出住宅の居室の数が5を超える場合は、国土交通大臣の登録を受けた住宅宿泊管理業者へ管理業務を委託していること。	△	△	○	○

【住宅宿泊事業の届出に最低限必要な要件について】

令和2年12月19日時点

- 住宅宿泊事業を開始するための必須要件です。確認したうえで、届出を検討してください。
- 詳細については、法令等で確認してください。

(○:必要, △:場合によって必要, -:該当なし)

住宅宿泊事業届出に最低限必要な要件		居住型		不在型	
		個人	法人	個人	法人
A 届出前					
12	宿泊サービス提供契約の締結の代理又は媒介を委託する場合は、観光庁長官の登録を受けた住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託していること。	△	△	△	△
13	水道使用の用途変更届を提出すること。	△	△	△	△
14	食品を提供する場合、保健所の許可を受けること。	△	△	△	△
15	温泉を提供する場合、保健所の許可を受けること。	△	△	△	△